

利用者の安心・安全のために

重大な消防法令違反の建物を ホームページに 公表します！

(違反対象物の公表制度)



●違反対象物の公表制度とは？

建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反をインターネットで公表する制度です。



●公表の対象となる建物

ホテル・飲食店・物品販売店など不特定多数の方が利用される建物や、病院・社会福祉施設など一人で避難することが困難な方が利用される建物です。

●公表の対象となる違反

建物に義務付けられた消防設備（屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備）が設置されていない重大な消防法令違反です。

●公表の内容と方法

①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容 を上尾市消防本部ホームページに掲載します。

制度開始日 平成30年4月1日

違反対象物の公表制度に関する問い合わせ先

上尾市消防本部予防課 TEL:775-1314・FAX:775-2230・メール:s582000@city.ageo.lg.jp

月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分